

和歌山県立医科大学大学院医学研究科入学者選抜試験施行規程

制 定 昭和59年11月20日和医大規程第 3号
最終改正 平成30年 2月14日和医大規程第55号

(目的)

第1条 この規程は、和歌山県立医科大学大学院学則第20条及び和歌山県立医科大学大学院医学研究科委員会規程第4条の規定に基づき、和歌山県立医科大学大学院（以下「大学院」という。）に入学を許可する者の選考（以下「選考」という。）の方法その他選考に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(大学院入学試験委員会の設置)

第2条 大学院医学研究科委員会は、選考の方法その他選考に関し必要な業務の実施に当たらせるため、大学院入学試験委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(大学院入学試験委員会の組織)

第3条 大学院入学試験委員会は、委員9名をもって組織する。

2 前項の委員は、毎年度各専攻（地域医療総合医学専攻、構造機能医学専攻、器官病態医学専攻）2名以上とし、大学院医学研究科研究指導教員の互選により定める。

(大学院入学試験委員会委員長)

第4条 委員会に、大学院入学試験委員会委員長（以下「委員長」という。）をおく。

2 委員長は、入学試験委員会委員のうちから互選により定める。

3 委員長は、委員会の会務を主宰する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が定める委員がその職務を代行する。

(委員会の所掌事務)

第5条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 入学試験要項案の作成に関すること。
- (2) 出題採点委員の選定に関すること。
- (3) 試験の実施に関すること。
- (4) 合否判定資料の作成に関すること。
- (5) その他選考を実施することに関し必要な事項。

(委員会の会議)

第6条 委員会の会議は、過半数の委員の出席により成立し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数により決し、可否同数のときは議長が決する。

3 委員長は、合否判定資料の作成に当たり第8条に規定する出題採点委員の出席を求め参考意見を徴することができる。

(大学院医学研究科委員会への提出)

第7条 委員長は、委員会で決定した事項を大学院医学研究科委員会に報告するものとする。

(出題採点委員)

第8条 委員会は、出題採点を行う者を選定し、学長がこれを出題採点委員に任命するものとする。

2 出題採点委員は、委員長の指示に従って出題採点を行うものとする。

3 出題採点委員は、前項の結果を委員会に報告するものとする。

(事務組織)

第9条 委員会に関する事務は、学生課が行うものとする。

(委任事項)

第10条 和歌山県立医科大学大学院学則、和歌山県立医科大学大学院医学研究科委員会規程及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附 則

この規程は、昭和59年11月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。